

モデル規約・モデル規約解説活用ガイド

経済産業省

第1版（令和8年4月）

目次

1. はじめに	1
(1) 本書の目的.....	1
(2) 本書の想定読者・使い方.....	1
① 本書の想定読者.....	1
② 本書の使い方.....	2
③ モデル規約解説の特徴.....	2
2. データ連携基盤におけるデータの取扱いに関する契約について.....	4
(1) データ連携基盤におけるデータの取扱いに関する契約の意義.....	4
(2) データの取扱いに関する契約策定の流れ.....	4
(3) 契約の内容検討にあたっての基盤と基盤システムに関する用語の定義.....	4
① データ連携基盤とその構成要素.....	4
② データ提供条件とデータ利用条件.....	5
3. データ連携に関する実態的な部分の整理.....	6
(1) データ連携に関する実態的な部分の整理の流れ.....	6
(2) データ連携基盤の目的・インセンティブの整理.....	6
① データ連携基盤整備の目的の整理.....	6
② データ連携基盤におけるインセンティブ.....	9
(3) ビジネスモデルの設計.....	13
① データ連携基盤におけるビジネスモデル設計上の要素.....	13
② 想定される参加者と、参加者の利益、役割.....	13
③ 提供されるサービス・連携データ.....	14
④ 運営体制、サービス規模、費用負担等.....	14
(4) データ連携基盤のシステム的な理解.....	15
① データ連携基盤のシステム的な理解の意義.....	15
② データ連携基盤におけるシステムの類型.....	15
③ データ連携基盤のシステム検討において必要な要素.....	16

4. 実態的な整理を踏まえた法的観点からの整理.....	18
(1) 実態的な整理を踏まえた法的観点からの整理の流れ.....	18
(2) データ連携基盤上での取扱いに関するルールの策定.....	18
① データ連携基盤関係者間の契約形態.....	18
② 基盤契約に関して想定される主な論点.....	21
③ ルールとしての取決め事項についての内容の調整.....	27
(3) データ連携基盤の規約・別紙の策定.....	28
① 多様なデータ連携基盤へモデル規約を適用するための整理.....	28
② 契約類型の分類に基づくモデル規約の整理.....	29
③ 別紙に関する整理.....	35

1. はじめに

(1) 本書の目的

- ・ 本書は、データ連携基盤¹を介した多数当事者間におけるデータ連携を要素とする事業（以下「データ連携事業」という）を行う当事者が、データ連携に関する法的スキームや連携条件を検討する際の一助となる視点及び基本的な考え方を提供することを目的とする。
- ・ 本書は、経済産業省において策定された「データ連携のためのモデル規約」（以下「モデル規約」という。）及び「データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理」（以下「モデル規約解説」という。）を前提としており、本書を活用することで、モデル規約及びモデル規約解説の趣旨を個々のユースケースに反映させることができるように作成されている。
- ・ モデル規約は、本文及び別紙で構成されており、他のユースケースにも妥当する一般的・抽象的な事項については本文で規定し、実際に連携するデータの種別やデータが連携される際の条件等、個々のユースケース特有の事項については、別紙にて規定することとしている。この構成を採用することにより、本文をむやみに変更することなく、別紙のみを作成・変更することで、様々なユースケースに対応することを想定している。
- ・ モデル規約解説は、令和6年及び令和7年にそれぞれ
 - 「データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理」（以下「蓄電池解説」という。）
 - 「データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理（インフラ管理 DX）」（以下「インフラ解説」という。）

が公表されており、それぞれ、自動車サプライチェーンに関するデータ（自動車蓄電池のCFP値）の連携と、インフラデータ（地下埋設物の空間ID）の連携を想定ユースケースとしつつ、他のユースケースにも妥当する一般的・抽象的な法的事項及び基本的な考え方の整理をしたものである。

- ・ 実際にデータ連携事業の実施を検討するにあたっては、ユースケースごとに異なる検討が必要とはなるものの、複数のユースケースにおいて一般に問題となる事項については、上記モデル規約解説にて検討対象としたユースケースにおける検討と同様の検討・整理を行うことが想定される。

(2) 本書の想定読者・使い方

① 本書の想定読者

- ・ 本書では、データ連携基盤を構築、運用しようとする以下の者を読者として想定する。
 - データ連携基盤に関する枠組みや、その運用を設計しようとする企業。具体的には、データ連携基盤を介したデータ連携の取組の発起人となる企業、又は当該取

¹ 企業間でデータ連携をするための、複数のシステムや各種アプリケーション、運用ルール、認証等を含めたプラットフォームをいう。蓄電池解説4頁参照。

組主体から委託を受けてデータ連携基盤を構成する情報システムを開発しようとする企業。

- データ連携基盤に関する取決めを策定するための実務者。具体的には、上記のような企業の事業部門・システム開発部門・法務部門その他の担当者
- 上記のような企業から依頼を受けた弁護士その他の法律実務者

② 本書の使い方

- ・ モデル規約は、上述のように特定のユースケースを踏まえて、汎用的に利用できる条項を整理したものである。また詳細はモデル規約別紙等で調整することとしている。
- ・ すなわち、モデル規約は、あくまで「モデル」であり、各データ連携基盤においては、それぞれの目的や特徴を踏まえ、取決め内容を策定することが求められ、これを効率的に策定する資料（参考となる雛形）として、モデル規約が位置付けられる。
- ・ 読者においては、検討対象となるユースケースについて、モデル規約を踏まえて、各ユースケースに応じた取決め内容を整理し、規約（契約）を策定する必要がある。
- ・ 本書は、各ユースケースに応じた取決め内容を整理するにあたり、一助となる視点及び基本的な考え方を提供することを目的としているが、その内容については既に公表されているモデル規約解説によるところも多いため、適宜モデル規約解説を引用する。

③ モデル規約解説の特徴

(ア) 蓄電池解説

- ・ 2024年に公表した蓄電池解説は以下の特徴を有する。
 - サプライチェーン関係にある事業者におけるデータ連携を想定。サプライチェーン関係にある事業者は、データ連携の場面ではデータ提供者・利用者の関係にあると同時に、サプライチェーンの対象となる物品の供給契約（基盤外契約²）の当事者でもあり、基盤外契約の内容を実現する過程で、データ連携を行う点に特徴がある。
 - サプライチェーン関係にある事業者とは別に、データ連携基盤を運営する単一の事業者（運営事業者）が存在する。
 - データ連携基盤の参加者³は、データ連携基盤に対して、データ提供を行い、またデータ利用に際して基盤からデータを取得する。すなわち、①データ提供者から運営事業者へのデータ提供と、②運営事業者からデータ利用者へのデータ提供の2段階のデータ提供を観念する。この契約形態を「間接型契約」と呼称する⁴。
 - データ連携基盤では、提供を受けたデータを適宜加工処理することを想定す

² 蓄電池解説 11 頁参照。

³ 運営事業者との間でデータ連携基盤を利用する契約（本基盤契約）を締結した者。モデル規約 2 条参照。

⁴ 蓄電池解説 28 頁参照。

る⁵。

- データ提供者が提供するデータについては、内容の正確性は保証しないが、一定の演算ルールによって算出されている旨が所定の認証機関によって認証されていることを保証する（データの手続信頼性に対する保証）⁶。

(イ) インフラ解説

- ・ 2025年に公表したインフラ解説は以下の特徴を有する。
 - インフラ管理事業者が保有する地下埋設物のデータと、当該データを一定の目的で利用することを志向するアプリケーション事業者（AP事業者）との間のデータ連携を想定。インフラ管理事業者とアプリケーション事業者との間には基盤外契約はない。
 - 蓄電池モデル規約と同様、間接型契約のスキームを採用する。
 - データ連携基盤では、提供を受けたデータを適宜加工処理することを想定する。インフラ管理 DX のユースケースにおいては、インフラ管理事業者が保有する地下埋設物データ（地下埋設管の位置情報、管径等）を空間 ID に変換する⁷。
 - データ連携基盤に提供されたデータが情報処理されることがあるが、実際に処理されたデータ（現実処理データ）を、契約上も元データと異なる取扱いとする（契約処理データ）かは、別の問題である。元データが現実に処理されていることのみをもって契約上も別データと取り扱う必要はなく、データ提供者に現実処理データに関する権限をア priori に与える必要もない⁸。
 - ユースケースの特色上、AP事業者は、さらに第三者（アプリケーション利用者）に対するデータ提供を行う。第三者へのデータ提供は、AP事業者・第三者間で別途締結されるアプリケーション利用契約に基づく。提供されるデータの利用目的・提供範囲等は、モデル規約によって規定される AP事業者に対する利用条件・提供条件の範囲で行われる⁹。
 - 本ユースケースでは、実際のビジネスに入る前の、実証段階や PoC 等の段階を想定している。そのため、データ連携基盤の運営主体は、単一の法人格ではなく、データ連携を開始するにあたって組成されるコンソーシアムや組合契約等による運営を想定している。なお、コンソーシアム組成契約や組合契約等自体は、モデル規約には含まず、モデル規約の適用においては、これらの契約に基づいてコンソーシアム・組合からデータ連携基盤の運営を委任さ

⁵ 蓄電池 CFP のユースケースにおいては、蓄電池の各部品を供給するサプライヤーが、自身の供給する部品に関する CFP 値を順に連携する。データ連携基盤においては当該 CFP 値が合計され、最終的に全部品の CFP 値が積算されてサプライチェーンの最下流に位置する自動車 OEM 企業に連携されることとなる。蓄電池解説 55 頁参照。

⁶ データの内容の実体的な信頼性（正確性）と手続信頼性の区別について、蓄電池解説 33-34 頁参照。

⁷ インフラ解説 13 頁「第 3 3 連携基盤におけるデータフロー」参照。

⁸ インフラ解説 31 頁「第 4 4(3)ア 処理データ（派生データ）の取扱い」参照

⁹ インフラ解説 22 頁「第 4 2 法的検討の前提」参照。

れる「データ連携運営事業者」が介在することを想定する¹⁰。

2. データ連携基盤におけるデータの取扱いに関する契約について

(1) データ連携基盤におけるデータの取扱いに関する契約の意義

データ連携基盤では、データを提供する者（データ提供者）が提供するデータを、データを利用する者（データ利用者）が活用する。また、データ連携基盤によっては、運営事業者や、参加者以外の第三者によってデータが取扱われる。

後述の通り、データ自体には、必ずしも、契約なしに法的な権利が生じるわけではない。そのため、提供されたデータの利用範囲や公開範囲その他のデータの取扱いに関する事項については、各ユースケースにおいて、データ連携基盤の目的や参加者の意向を踏まえながら、契約によって決定する必要がある。

(2) データの取扱いに関する契約策定の流れ

データの取扱いに関する契約の内容を検討する上では、データ連携に関する実態的な部分の整理を行った後、実態的な整理を踏まえた法的観点からの整理を行うことが必要である（図 1）。

本書ではこの流れを踏まえて整理する。

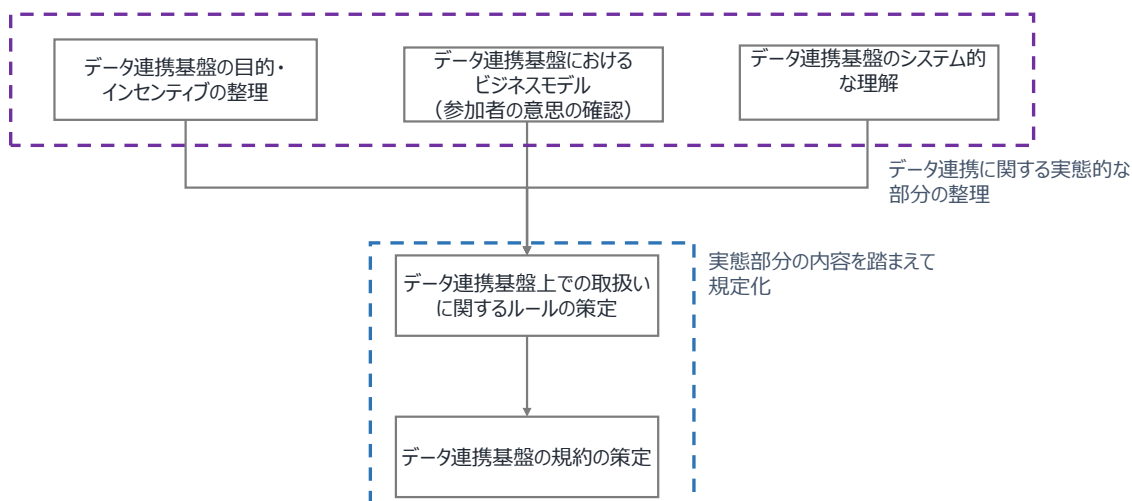


図 1 本書での検討の流れ

(3) 契約の内容検討にあたっての基盤と基盤システムに関する用語の定義

① データ連携基盤とその構成要素

モデル規約におけるデータ連携基盤（以下「データ連携基盤」という。）は、企業間

¹⁰ インフラ解説 24 頁「第 4 3 契約当事者に対する検討事項 (1) 運営事業者の位置づけ」参照。

で「**データ連携**¹¹」をするための、システムや各種アプリケーション、運用ルール、認証等を含めたプラットフォームとして定義される。

データ連携基盤に必要とされる最低限の要請は、データ連携基盤を介して連携されるデータ（以下「**連携データ**」という。）を提供する者である「**データ提供者**」と、データを利用する者である「**データ利用者**」との間のデータ連携を、データ連携基盤の管理者である「**運営事業者**」が提供するデータ連携のための各種機能を有するシステム・アプリケーション（以下「**データ連携システム**」又は「**連携システム**」という。）を介して実現することである（図 2）。

そのため、データ連携基盤は、データ提供者、データ利用者及び運営事業者の 3 者と、連携データ並びにデータ連携システムを最小の構成要素とする。

なお「3. (4)データ連携基盤のシステム的な理解」に示すように、データ連携基盤の取組として、運営事業者は連携システムを提供せず、単にデータ連携システムに関する取組に関する規約等を定めるケースも存在する。モデル規約ではこのようなケースは原則として対象としない¹²。

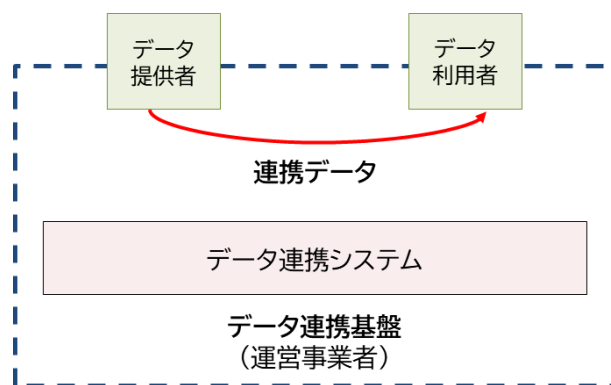


図 2 データ連携基盤の構成要素

② データ提供条件とデータ利用条件

データ連携基盤においては、連携データを誰に提供するか、及びデータ利用者が連携データをどの範囲で利用できるか、の二つを設定する必要がある。本書では、前者の条件を「**データ提供条件**」、後者の条件を「**データ利用条件**」と呼称する。

¹¹ 本解説で「データ連携」とは、複数の組織がそれぞれの持つデータを持ち寄り協力することで、利便性を高め、付加価値を得る取組み/仕組みを指す。

¹² このようなケースでも、運営事業者がデータ提供者・データ利用者が直接行う契約の内容に対して強く関与を行う場合には、モデル規約を踏まえた内容を利用できることを想定している。3.(4)②「データ連携基盤におけるシステムの類型」も参照。

3. データ連携に関する実態的な部分の整理

(1) データ連携に関する実態的な部分の整理の流れ

データ連携基盤の取決めを策定する前提として、どのようなデータ連携基盤を整備するのか、関係者（特にデータ提供者、データ利用者、運営事業者）の範囲や関係をどのようにするのか、またデータの提供や、提供されたデータの利用等に関する利害関係の整理等が求められる。またデータ連携基盤を司るシステムについて、上記の整理を踏まえて、各機能の要件等を整理し、実態的な利害関係との整合性を図ることが求められる。

これらの検討の流れについての概要を表 1 に示す。

表 1 データ連携基盤設計における実態的な部分の整理の流れ

検討フェーズ	内容
データ連携基盤の目的・インセンティブの整理	■ データ連携基盤の実現により想定する目的や、これらを踏まえて参加する参加者におけるインセンティブのあり方の整理
データ連携基盤におけるビジネスモデル (参加者の意思の確認)	■ データ連携基盤の目的やインセンティブを想定した際の、参加者におけるデータ利用に係る意向等の確認等を踏まえたビジネスモデルの検討
データ連携基盤のシステム的な理解	■ データ連携基盤の目的やポリシーと、これを実現するためのシステム上の機能の関係に関する理解

(2) データ連携基盤の目的・インセンティブの整理

① データ連携基盤の目的の整理

(ア) データ連携基盤整備の目的

データ連携基盤を組成し参加者を募る際には、データ連携を何のために、参加者にとってどのようなインセンティブがあるのかを整理することが重要である。

また、インセンティブ整理の前提として、そもそも何のためにデータ連携基盤を組成するのかという点を検討する必要があるから、データ連携基盤を組成する目的ごとに分けて検討することが重要である。

データ連携基盤の組成目的としては、以下のようなものが想定し得る。

i. 法令等の規制遵守目的

ある特定の法令等により、一定のデータを連携することが義務づけられている、あるいは、特定の法令の義務を遵守するために当事者間でデータを連携す

ることが事実上強制されることがある。このようなケースでは、法令遵守のためにデータ連携基盤を組成することが効果的である場合、データ連携基盤の利用によって法令違反及びそれに伴うサンクションを回避する目的で、データ連携基盤が組成される。

【コラム】EU データ法及びデータガバナンス法

- EU データ法 (Data Act) は、2023 年 12 月 22 日に制定された (2025 年 9 月 12 日より施行)。同法は、EU 域内に上市された IoT 製品・サービスが生成・加工するデータについて、当該製品・サービスの利用者に対し、当該データへのアクセス権及び EU 域内第三者への提供権を付与している。なお、EU 市場に IoT 製品を上市する場合には、日本の事業者においても適用される。
- EU に IoT 製品・サービスを展開する事業者としては、利用者から上記の権利に基づく請求がされることを前提に製品・サービスを設計する必要がある。
- また、データ法に先行するルールとして、2022 年 5 月 30 日に EU データガバナンス法 (Data Governance Act) が制定されたが、近時、EU は、2025 年 11 月 19 日に公開された「デジタル・オムニバス (Digital Omnibus)」と呼称される一連の法改正によって、データガバナンス法の廃止・データ法への規定の統合を含めたデータ法制の再編を予定していると発表している。
- また EU データ法に基づいて、事業者がデータの取扱いに関する契約を行う際のひな型として、モデル契約条項 (Model Contractual Terms : MCTs) が欧州データ保護会議より公表されている。

【コラム】EU 電池規則

- EU 電池規則 (EU Battery Regulation) は、2023 年 8 月 17 日に発効した。同規則では欧州市場に上市される自動車蓄電池について CFP (Carbon Footprint) の算定と報告が義務づけられており、自動車蓄電池は複数のサプライヤーが作成する部品を組み立てて製造されるため、CFP 値を算定・報告するためには、自動車蓄電池サプライチェーンにおいて各部品の製造過程で生じた CFP 値を記録・連携する必要が生じる。
- 日本においては、自動車 OEM 各社が関与して設立された一般社団法人自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター (ABtC) が、CFP 値を連携するデータ連携基盤を運営・管理している。

ii. 政策目標の達成目的

事業者が DX を推進し、データ利活用を高度に利用するのは、本来は事業者における選択である。一方で、業界における事業者のこれまでの経緯等から、多くの事業者において IT 化等が進んでおらず、このこと自体が業界全体の DX 推

進の障害となっているケースがある。このような場合に、政策的に特定の領域において、データ連携の環境整備の一環としてデータ連携基盤を整備するという方針がとられることがあり、かかる政策目標の達成手段のうちの一つとして、データ連携基盤が組成されることがある。

また、業界団体における DX 施策として、データ連携基盤の組成が進められることもある。たとえば、個社または個々の企業グループだけで取り組むよりも、業界内で協調してデータ連携基盤を組成することで、投資等の負担の削減、標準化の推進等を目的とすること等が想定される。

近時では、官民それぞれが保有するデータを連携し、たとえば地域におけるデータ活用の高度化を図る等の施策の一環としてデータ連携基盤が組成されること等も見られる。

【コラム】 ウラノス・エコシステム

- 経済産業省は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）内の機関であるデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）等と共同して、企業や業界、国境をまたぐ横断的なデータ連携・システム連携の実現を目指し、「ウラノス・エコシステム (Ouranos Ecosystem)」という一連の取組を行っている。
- ウラノス・エコシステムにおいては、同取組の趣旨に合致する産業データ連携の事例を公表する「ウラノス・エコシステム・プロジェクト制度」を運用しているほか、システムアーキテクチャに関する技術的な参照文書として「Whitepaper：ウラノス・エコシステム・データスペースズ リファレンスアーキテクチャモデル (ODS-RAM)」を公表している。

iii. ビジネス上の需要を満たす目的

データ連携基盤の利用が法令上強制されないような場合や、データ連携基盤の組成が政策目的で行われる場合以外のケースでは、純粹に参加者のビジネス目的での組成が目的となる。

ビジネスとしてデータ連携基盤を組成する場合については、たとえば、①データ連携基盤外での取引を効率的に行うために組成する場合と、②単に基盤で流通するデータの連携それ自体が、企業間取引の目的となる場合を挙げることができる。

①の具体例として、複数事業者が関与するサプライチェーンにおいてある製品が製造されている場合に、製造・製品管理に必要なデータを関係者が必要な範囲で提供・加工し、利用することで、効率的に情報を連携するケースがある。

②の具体例として、ある企業が保有するデータを、別の企業が自社の事業目的に利用するためにデータを購入するケース（いわゆるデータ市場）や、複数企業が自社の保有するデータを連携して単一のプロダクト・基幹技術の開発に

用いるケース¹³がある。

ビジネス需要を満たすためのデータ連携基盤については、組成する事業者間でのビジネスに依存するため、様々なものが想定されるが、たとえばデータ連携基盤を利用することにより、統一仕様での加工が可能になったり、データ管理やセキュリティの負担を軽減したりすることを具体的なサービス導入メリットとして訴求すること等も挙げられる。

② データ連携基盤におけるインセンティブ

(ア) データ連携基盤におけるインセンティブの意義

データ連携基盤では、データ提供者、データ利用者、そして運営事業者の三者のそれぞれについて、データ連携への関与により得られるベネフィット（便益）がこれに伴うコスト（リスク等を含む。以下同じ。）を上回るとき、すなわちデータ連携への何らかのインセンティブがある場合にデータ連携が実現する。そのため、データ連携基盤の組成の際には、データ連携による①ベネフィットをいかに創出するか、②コストをいかに低減させるか、の2つの視点が重要である。

以下では、上記(ア)で整理したデータ連携の目的ごとにベネフィットを整理したうえで、全目的に共通して生じるコストを整理し、データ連携の当事者（データ提供者・データ利用者・運営事業者）ごとのインセンティブを整理することとする。

(イ) 目的ごとのベネフィット及び共通するコスト

i. 法令上の規制遵守目的におけるベネフィット

法令上の規制遵守目的で組成されるデータ連携基盤の場合には、法令違反の回避が得られるベネフィットとなる¹⁴。

ii. 政策的な IT 環境等の整備目的におけるインセンティブ

政策的に IT 環境等を整備する目的で組成されるデータ連携基盤の場合には、事業者における IT 化・DX により得られるメリットに加え、政策意図に沿うことによるメリット（制度上の優遇、業界協力の促進等）が得られるベネフィットとなる。

iii. ビジネス上の需要を満たす目的におけるインセンティブ

ビジネスの遂行をデータ連携基盤の目的とする場合、データ提供者がデータ提供することにより得られる金銭的な利得や、データ連携基盤を利用すること

¹³ たとえば、ある特定の大学研究室が開発した基幹技術を用いた製品を複数企業が製造している場合に、研究室・企業間でコンソーシアムを組成し、当該複数企業がそれぞれ独自に発見した基幹技術に関するノウハウやデータをコンソーシアム内で連携するといったケースや、特定業界向けの基盤 AI モデル開発に用いる学習用データとして利活用する目的で、複数企業が自社保有データを提供するコンソーシアムを組成し、当該基盤 AI モデルをコンソーシアム間で利用する、あるいはコンソーシアム外の第三者にも当該基盤 AI モデルを利用させるものの、コンソーシアム当事者にはより有利な条件で利用させるケースなどが考えられる。

¹⁴ データ連携基盤に参加するインセンティブが成立するかどうかは、法令の規制の厳しさに依存するケースが多いと考えられる（法令違反のサンクションが大きければ、多少大きなコストが生じたとしてもデータ連携を行う機運が生じやすい）。

によるシステム整備費用の削減、データを利用できることそのものの価値（データそのものの価値や、データの利用が簡便化したことによる費用削減）がベネフィットとなる。

iv. 全目的に共通するコスト

データ連携のコストとして想定できることは、データ連携基盤に参加する際に生じる手続的・金銭的費用、目的外の第三者へのデータ漏洩リスク、連携対象となったデータの品質に関するリスクに加え、データ連携によりこれまでは連携データを独占的・寡占的に利用できていたという立場が失われることが挙げられる。連携データの独占性・寡占性については、続く(ウ)i で詳しく述べる。

(ウ) インセンティブの考え方

データ連携基盤のインセンティブは、データ提供者、データ利用者、そして運営事業者の立場ごとにそのインセンティブの内容を検討することが求められる。

一般的に、データ提供者には、他者に対し、そのデータを提供する法的義務はないため、データ連携基盤への十分なデータ提供を促すためには、データ提供によるベネフィットを具体的に提案する必要がある。データ連携により、データ提供者が得られるベネフィットが想定されない場合、たとえば、データ連携のみが所与の目的となり、ベネフィットに関する十分な検討がなされていないような場合には、データ連携自体が実現する前提を欠き、その試みが頓挫することになる¹⁵。

i. データ提供者におけるインセンティブ¹⁶

データ提供者におけるベネフィットとして、最も容易に想定可能なことが金銭的対価であり、一定の金銭的対価をデータ提供者に付与することでデータ連携のインセンティブを成立させることが考えられる。

しかし、データは、事前に実務上の利用可能性を明らかにすることが難しく、また、利用する当事者によってもデータの価値の評価基準が異なるケースが多いため、提供対象となるデータの価値が何らかの指標によりあらかじめ定まっている場合を除いて、金銭的評価は一般的に困難である。

これに対して、「他者のデータを利用可能な地位」そのもの等をベネフィットとして観念することが考えられるが、この場合、各参加者が、データ連携基盤に十分な種類、質又は量のデータを提供することが前提となる。たとえば、ある特定の参加者のみがデータを提供している場合、他の参加者としては、自らはデータを提供せず既に提供されているデータを利用することが合理的な戦略

¹⁵ 詳細はインフラ解説 12 頁以下を参照。

¹⁶ 詳細は蓄電池解説 13 頁以下を参照。

となり¹⁷、さらなるデータ提供へのインセンティブが削がれてしまう可能性がある。これを放置すると、参加者間の不公平感の醸成にもつながり得るため、データの利用可能性をベネフィットとして想定する場合には、データ連携基盤の構築の初期段階から多数の参加者を確保しておく、できるだけ複数当事者間で同時にデータ提供を行う等の調整が必要になる。

また、データ提供者におけるコストとして、連携データの独占性・寡占性の低下が挙げられる。連携データは、運営事業者やデータ利用者等の参加者のいずれかにとって何らかの有用性があるものであることが前提となる。このような連携データが個別法による制限を受けないデータであることを前提とすると、当該データの価値の源泉は、データ提供者がこれへのアクセスを寡占又は独占していることにあるケースが多いと考えられる。この場合、データ利用者に連携データが開示されること自体が、連携データの価値を一定程度低下させる行為であるから、データ提供者にとっては、こうした連携データの独占性・寡占性の低下がコストとして整理できる。

また、データ利用者が適切に連携データを管理せず、第三者に無断提供又は漏洩されるならば、データ提供者が想定していた以上に¹⁸、当該データの価値が毀損される可能性があり、このような価値毀損を回避するためにさらなるコストが生じる可能性もある。したがって、データ連携基盤においては、データ提供者が想定しないデータ利用をいかにして防止するかが、実用上の重要な考慮要素になる。具体的には、A：システム・技術及びB：契約による対応が考えられる。

- A システム・技術による対応の観点からは、データ連携基盤が、十分なトレーサビリティやデータ管理体制・セキュリティ¹⁹を確保可能な連携システムを備えることが必要である。ただし、このようなシステムを構築・運用することにも一定の費用が必要であり、結果として、データ提供者が得られるデータ連携基盤への参加によるベネフィットをコストが上回る場合があることには留意が必要である。
- B 契約による対応としては、データの無断提供、又は漏洩あるいは利用を契約で禁止することが端的な方法である。その対象は、提供対象の全部又は一部のいずれでもよく、事前通知又は同意により禁止を解除して提供可能とする方法もあり得る。但し、このような場合でも、契約違反の際の責任追及が適切になされなければ、抑止的効果が期待できないことには留意が必要である。

¹⁷ 自らのデータを提供するというリスクを負うことなく、他社データを利用できるというベネフィットを享受できるため。

¹⁸ データ連携が成り立つインセンティブは一応生じていることを仮定した場合、データ連携によって、一定のデータ利用者に連携データが開示されることはもとより予定されているから、データ提供者は、一定の範囲の独占性・寡占性の低下は容認していると考えられる。

¹⁹ セキュリティに関しては、総務省「[クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第3版）](#)」（2021年9月）も参照されたい。

加えて、これら A、B が備えられても、データ連携基盤が運営事業者により恣意的に運用される場合には、データ提供者が想定しないデータ利用がなされる可能性があるため、これに対応するコストを低減することとの観点からは、運営事業者内の透明性の確保やガバナンスの履践等も重要な検討対象となる。

そのほか、たとえば、連携データの提供に関連して、データ提供者が無制限の責任を負う場合には、データ連携基盤への参加それ自体を忌避する場合もあるから、データ提供者が得られるベネフィットを考慮しつつも、それを損なわない範囲で責任を限定する等のコストの低減が必要な場合も想定される。

ii. データ利用者におけるインセンティブ²⁰

データ利用者のベネフィットは、法令等の規制遵守が必要な場合とそれ以外の場合では検討事項が異なる。

データ連携基盤を利用しなければ法令上必要なデータが得られない等、適用法令を遵守するにあたりデータ連携基盤の利用が事実上強制される場合は、法令違反（及びそれに伴うサンクション）の回避が、データ利用者にとってのベネフィットとなる。

他方、データ連携基盤の利用が法令上強制されない場合には、たとえば、以下のようなベネフィットが考えられる。

- ・ データ提供者との相対（1対1）契約で取得する場合と比較して、付加価値がある。
- ・ どのデータ提供者から受領するデータであっても、規格が画一・統一されており、利用時の事務負担・コストが軽減される。
- ・ 参加しなければ、業界における標準となり得るデータの利用が困難になる²¹。

データ連携基盤の利用に伴うコストとして重要かつ根源的な要素は、データ連携基盤から取得する連携データが信頼に足るものでないというリスクである。

具体的には、信頼性がない場合には、なおも連携データを利用する正当性があるか否かをデータ利用者において検証する必要があり、その対応コストが実務上許容されない場合には、データ連携基盤の使用自体が忌避される可能性がある。

また、このようなデータへの信頼性を担保するために、運営事業者がデータ連携基盤を適切に運営すること、すなわち、データ連携基盤上のデータの利用に関していかなるガバナンスを及ぼすかが重要である。

そのほか、データ連携基盤の利用に料金が発生する場合、その利用に伴うコストとして評価できる。

²⁰ 詳細は蓄電池解説 15 頁以下を参照。

²¹ ただし、利用するデータ連携基盤の選択の自由が阻害されるおそれがある場合には競争法上の問題が生じ得る。

iii. 運営事業者におけるインセンティブ

運営事業者として、

- ・ 参加者のうちの一人・一社
- ・ 複数の参加者が設立する合弁会社等の管理団体
- ・ 第三者である団体等

が想定されるが、ベネフィットは、その組成形態により左右され得る。

もともと、法令により運営が強制される場合や公益的観点からデータ連携基盤が運営される場合を除いては、運営事業者にも何らかのベネフィットを想定する必要があり、一般的には、少なくともシステム利用料等の金銭的対価が想定される。

(3) ビジネスモデルの設計

① データ連携基盤におけるビジネスモデル設計上の要素

データ連携基盤を利用するというインセンティブがあるということになれば、データ連携基盤をどう運営していくのかというビジネスモデルについて検討する必要がある。特に、②(ウ)iiiにて上述したとおり、ビジネスとしてデータ連携基盤を運営する場合には、運営事業者にとっても持続可能なビジネスモデル（途中で撤退の憂き目に遭わないよう、データ連携基盤自体が収益を生む構造）とする必要がある。

持続可能なビジネスモデルとするためには、前提として、データ連携基盤が十分な参加者を確保している必要がある。参加者から見ると、データ連携基盤への参加（利用）に際しては、

- ・ 想定される参加者と、参加者の利益、役割
- ・ 提供されるサービス・連携データ
- ・ 運営体制、サービス規模、費用負担等

等の観点を検討したうえで、基盤への参加を決定することになるため、これらの内容について、データ連携基盤の目的に応じて検討する必要がある。

② 想定される参加者と、参加者の利益、役割

ビジネスモデルを検討する上で必要なことは、どのような参加者を想定するのか、ということである。

たとえば、データ連携基盤の目的が、法令等への対応を主とする場合には、その法令等への適用対象者が想定利用者となる。そのうえで、データ連携基盤に参加することにより得られる利益（法令等への対応のための業務負担が軽減することによって得られる利益等）や、基盤上での役割（基盤の運用仕様への関与、データ提供者としての関与、費用負担者等）を想定することになる。

しかし、データ連携基盤自体をビジネスとして運営する場合には、データ利用の目的自体が、参加者によって異なるため、具体的な参加者の想定が難しい場合がある。この

ような場合には、たとえば実証事業や PoC 等により、小さい範囲での参加者を募り²²、データ連携基盤の運用可能性を検討したうえで、より広い範囲での参加者を募る等の手法も有用である。

③ 提供されるサービス・連携データ

提供されるサービスや連携データは、データ連携の中核をなす内容であるが、ビジネスモデルの検討にあたっては、データ提供者が求める連携データの管理に関する条件と、データ利用者にとっての利便性のバランスをとることが重要である。

たとえば、データ提供者が希望するデータ提供条件を 100%完全に反映すべく、極めて詳細に条件を設定できるようにシステムを構築することは可能であるが、利用者から見ると、個々のデータ種別ごとに過度に細かい利用条件が設定されており、同じ基盤に載っているにもかかわらず統一的に利用できないという事態が生じる。

提供されるサービスについては、単に参加者の意向をそのままシステム上で実装するだけでなく、トータルのサービスとしての利便性・妥当性も勘案して、ビジネスモデルを設計することが求められる。

④ 運営体制、サービス規模、費用負担等

データ連携基盤を持続可能な形で運営するには、継続的な参加者の確保と、データ連携基盤の運営を事業として成立させるための体制や資金確保等が求められる。

参加者が共通の利益（特に、参加者が属する業界における共通の利益）を実現するためにデータ連携基盤を運営する場合には、データ提供者・データ利用者自身が基盤運営に関わるというビジネスモデルが採用されることがある。この場合には、共通の利益を実現するという観点から、基盤運営に要する費用をどう支出するか、基盤運営に関する意思決定機関をどう設けるか、といった運営体制を設計することが求められる²³。

また、持続可能なデータ連携基盤の運営という観点から見ると、想定するサービス規模（たとえばデータ連携の種類、データに対する加工サービスの種類、想定参加者数等）の妥当性も重要である。サービス規模を当初から大きく設定しすぎると、これに関連して費用等の負担も増加することから、結果として参加者の負担が重くなることも想定される。他方で過度に小さくすると、データ連携基盤が提供するサービスに魅力がなくなり、参加者の参加意欲を削ぐことにもつながる。これらを見据えて、サービス規模の設定を行うことが、ビジネスモデル設計において重要である。

費用負担については、参加者に対して、どのような負担を求めるのかの検討になる。初期費用や運用費用に関する分担、意思決定機関への関与等に応じた分担、サービスに対する従量制的な課金等、費用負担の方法や分担する負担の大きさの検討が必要とな

²² 実証事業や PoC などの小さい範囲でのデータ連携基盤の運営に関する注意点については、インフラ解説 24 頁以下を参照。

²³ たとえば、蓄電池 CFP の事例における基盤運営者である一般社団法人自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター (ABtC) は、国内自動車メーカー14社と、業界団体である一般社団法人電池サプライチェーン協議会、一般社団法人日本自動車部品工業会が中心となり設立されており、参加者間の共通の利益のためにデータ連携基盤が運営されている一例である。

る。これらは、参加者のインセンティブに影響する点であるため、特に初期参加者間での意思を勘案して設定することが求められる。

なお、データ連携基盤の運営の設計にあたって、データ連携基盤の運営主体を法人化する場合には、どのような形態にすべきかを、上記要素の検討と併せて、最も運営しやすい形態を検討することが求められる。

(4) データ連携基盤のシステム的な理解

① データ連携基盤のシステム的な理解の意義

データ連携基盤の組成においては、上述のようにデータ連携により実現される目的や参加者のインセンティブを十分検討したうえで、当該インセンティブを実現するという視点からシステムを設計する必要がある。

従って、特定のシステムありきでデータ連携基盤のあり方を検討するのではなく、当該データ連携により実現すべきインセンティブを踏まえて、システムに必要な要素を検討することが求められる。

② データ連携基盤におけるシステムの類型

モデル規約では、データ連携システムを通じた連携を前提としているが、従前の議論では、データ連携システムとして、データ提供者から提供を受けたデータを運営事業者が保有するデータベース・マネジメントシステムにおいて格納した上で、適宜加工や最新化等の処理を行いデータ利用者に提供するようなシステムを想定してきた。

しかし、上記のようなデータの格納や加工等の処理を運営事業者が行わず、データの交換とこれに必要なサービスのみをデータ連携システムとして運営事業者が管理するケースも生じてきている。

すなわち、データ連携システムについては、以下の二類型が想定しうる。

- ・ **データベース・マネジメントシステム**（運営事業者が保有するデータ連携システムに格納し、適宜処理したうえでデータ連携を行うもの。図3におけるa類型）
- ・ **データ交換支援システム**（データ連携システムでデータの格納や処理を行わず、データ提供者とデータ利用者は、データの交換のみをデータ連携システムにおいて行うもの。図3におけるb類型）

これをまとめたものが、図3である。

本書では、運営事業者がデータ連携システムを保有することを前提とするから、基本的にはa、bのケースを対象とする²⁴。

また、データ連携システムを利用せずにデータ提供者とデータ利用者が個別にデータ連携を行うケースも想定される（図3におけるc類型）が、本書は、データ連携シ

²⁴ 但し、cの場合でも、データ提供者・データ利用者が別途組成する団体や技術標準決定機関等において、データ提供者・データ利用者がデータ提供に際して締結する契約条項や利用するシステム・技術標準などが事実上決定されているようなケースでは、実質的にはbと同様の形で契約・システムの様式が指定されていることから、bの議論を一定程度流用することが可能である。

テムが利用されることを前提とするから、このケースは対象としない。

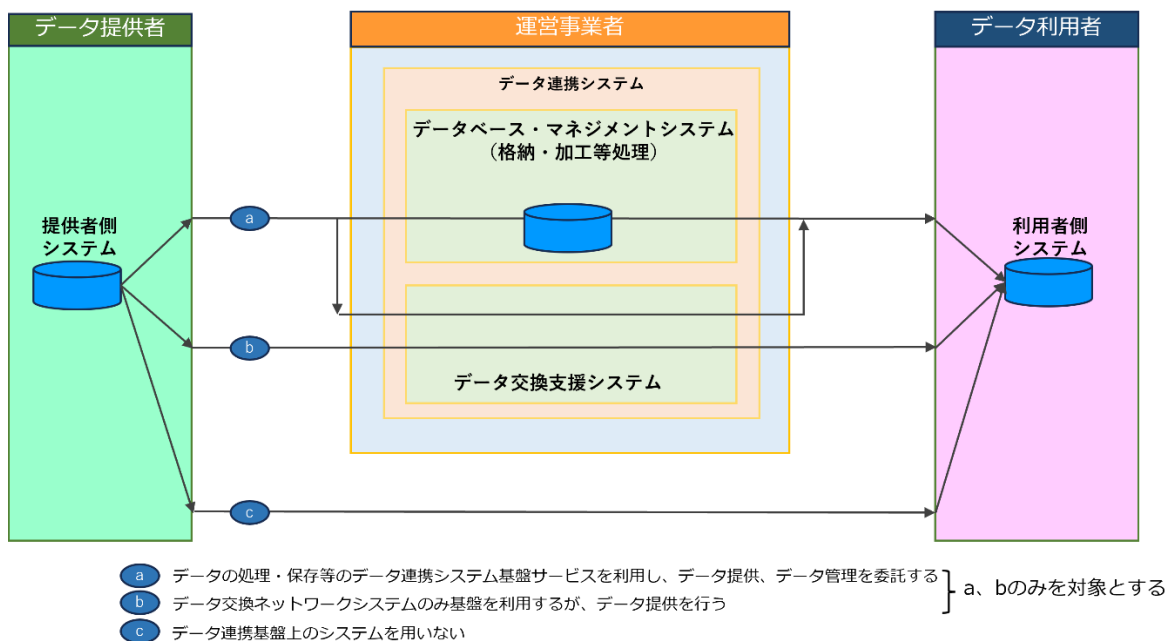


図 3 データ連携の実現方法

③ データ連携基盤のシステム検討において必要な要素

データ連携基盤の目的がデータの連携であることから、連携するデータに関する内容の特定が不可欠である。そして、連携するデータ、及びその連携内容を特定したうえで、これらにおいて必要なシステム上の機能として、どのようなものが求められるのかの検討が必要となる。

(ア) 連携するデータの特定に求められる要素

データ連携を行う上で、まず連携するデータに関する整理を行うことが求められる。具体的には、表 2 に示す内容等を整理したうえで、これらの内容をシステム上で具体的にどのような機能等により取り扱うのかを整理することが求められる。

表 2 連携データにおいて特定が求められる要素

データに関する要素	概要
データ連携に関わるステークホルダー	データ連携基盤におけるステークホルダーの整理 (データ提供者、データ利用者、運営事業者、第三者、委託事業者等)
連携対象となるデータ	対象となるデータカテゴリ、データ項目等 ²⁵
連携に際してのデータフロー	データ提供者、加工者 (運営事業者)、データ利用者の中で

²⁵ 蓄電池解説「表 4 本ユースケースで取り扱うデータ一覧」54 頁参照。

	のデータの流れ
データ連携基盤上での処理プロセス	データフローにおけるシステム上のデータ処理の流れ（データ格納要件、データ処理加工内容・プロセス、データ提供用のフォーマット形成等）
データ開示範囲	データ連携基盤を通じて開示するデータの範囲、内容

(イ) データ連携基盤において提供される機能

データ連携基盤上では、データの提供・利用を実現するための機能が、データ連携システムの利用者（データ提供者、データ利用者及びデータ連携システムを利用する基盤外の第三者）に対して提供される。この場合、データ連携基盤の目的や趣旨、当事者間の取決めを実現できるための機能であることが求められるが、目的を問わずデータ連携基盤において基本となる機能として、利用者認証とデータ管理がある。

i. 利用者認証

利用者認証は、データ連携基盤の個々の利用者を一意に特定するほか、その利用者にシステム上の権限を付与する機能である。これにより、データ提供者が提供したデータに対して、データ連携システムの利用者は、認められた権限に応じて、修正、加工、利用等を行うことを実現することができる。

ii. データ管理

データ管理は、データ提供者からデータ連携基盤に提供されたデータの管理を行う機能である。(ア)に示した要素のうち、データ処理プロセス等を実現する機能が含まれる。

データ連携基盤の目的や、サービスの目的に応じて、データ管理として実装すべき機能は異なる。たとえば、データの提供・変更・削除の履歴を行うことがデータ連携基盤の目的である場合、データ連携システムの利用者から提供されるデータを一元的基盤で管理し、管理するデータの状況をモニタリングすることが求められる。

提供されたデータを継続的に保管・管理せず、データ交換のためのネットワークの利用だけを機能とするものも想定される。このような場合でも、データ連携基盤が管理するネットワークを通じてデータが流通することになるため、これに応じた管理ができる機能が求められる。

そのほか、データ連携基盤の目的に応じて、適切な機能を設けることが求められる。たとえば、データ提供者の意向によりデータの抽象化または匿名化を行ったり、データの標準化や名寄せのためにクレンジングを行ったり、基盤上のデータに対して必要な演算を行う等、提供されたデータに対して加工を施すことが想定される。

4. 実態的な整理を踏まえた法的観点からの整理

(1) 実態的な整理を踏まえた法的観点からの整理の流れ

3. で検討した実態的な部分の整理が行われた後、実態的な整理を前提に参加者間で締結される契約（以下「**基盤契約**」という。）をどう設定するか、という点を検討する必要があり、本書、モデル規約及びモデル規約解説はこの点をカバーするドキュメントである。

まず、データ連携基盤において連携データをどう取り扱うかというルールを、一旦条文にとらわれない形で整理する。整理すべきルールとして、データ提供者が誰に連携データを提供するか（データ提供条件）、データ利用者がどの範囲・利用目的で連携データを利用するか（データ利用条件）等のルールを整理する。

その後、上記で整理したルール関係を、契約の形に整理することとなるが、必要な規定を取捨選別する、あるいは規定の内容をカスタマイズする形で、モデル規約を適宜参照する。

表 3 法的観点からの検討フェーズ

検討フェーズ	内容
データ連携基盤上での取扱いに関するルールの策定	<ul style="list-style-type: none">データ提供者が、基盤上でどのような条件であれば、提供できるかという意向を踏まえたルール化データ利用者は、どのような条件・範囲でデータを利用できるかという意向を踏まえたルール化運営事業者が保有するデータやサービスに対する権利義務に関するルール
データ連携基盤の規約の策定	<ul style="list-style-type: none">上記のルールを規約および別紙の形で整理したもの

(2) データ連携基盤上での取扱いに関するルールの策定

① データ連携基盤関係者間の契約形態

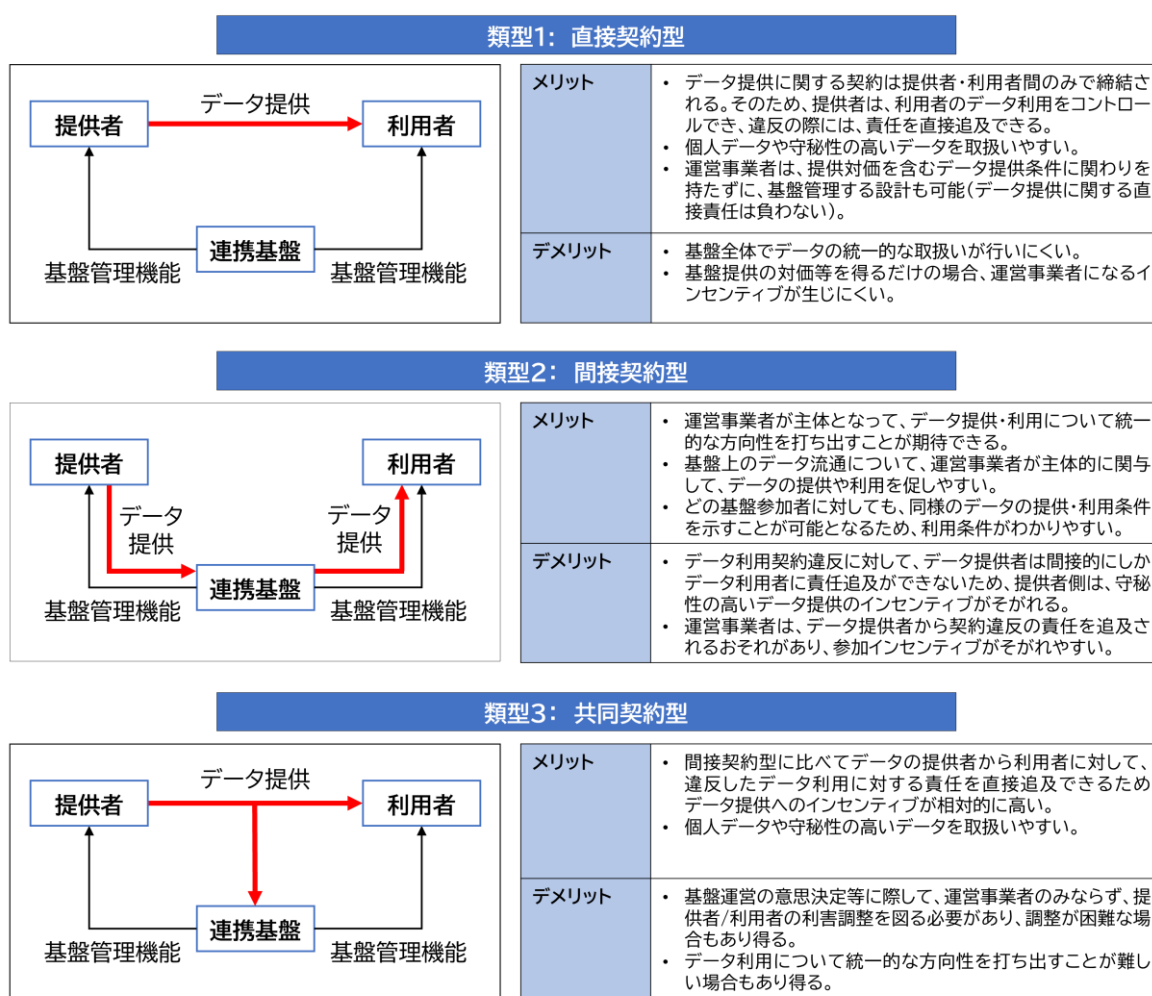
運営事業者の関与を必要最小限とする場合、運営事業者が果たす主たる機能は、参加者間のデータ提供の仲介及びそれを実現するためのデータ連携基盤の提供に留まり、データ提供はデータ提供者とデータ利用者がデータ提供に関する契約を直接締結し、実現する建付けが考えられる。このスキームを「**直接契約型**」と呼ぶ。

これに対し、データ連携にあたってデータ提供者からデータ利用者に直接データが提供されると構成するのではなく、(a) データ提供者から運営事業者へのデータ提供と、

(b) 運営事業者からデータ利用者へのデータ提供の運営事業者を介した2段階のデータ提供を観念するスキームも想定し得る。その中でも、前述①と②それぞれでデータの提供に関する契約を別個に観念するスキームを「**間接契約型**」と呼ぶ。

また、運営事業者を介した2段階のデータ提供を観念する場合であっても、データ提供者、データ利用者、そして、運営事業者が全体として1つの契約を締結するスキームも可能である。このスキームを「**共同契約型**」²⁶と呼ぶ。

これら各契約形式のメリット・デメリットを整理したものが図4である。



※ 「基盤管理機能」とは、連携基盤におけるサービスが適切に運営されることを管理する機能を指す。例えば、直接契約型であればカタログ提供など、間接契約型であればデータの集約・蓄積機能など、類型によって管理の内容は異なる。

図4 想定されるデータ連携基盤の契約類型

²⁶ 共同契約型の契約方式を採用したモデル契約及びその解説を示すものとして、有志報告書・前掲注4)がある。なお、共同契約型のプラットフォームに関する契約の留意点については、齊藤=内田=尾城=松下「ガイドブック AI・データビジネスの契約実務 [第2版]」(商事法務、2022年)188頁以下も参照。

(ア) 各契約形式の特徴

i. 直接契約型

直接契約型を採用する場合、運営事業者は、データ提供の当事者ではないため、データ利用条件は、データ提供者とデータ利用者との合意によって決定されることになる。この契約形式では、データ連携基盤は、データそのものを介在するよりも、データを介して、データ提供者とデータ利用者とのマッチングする場として機能することとなる。

利用条件の設定を統一的にコントロールする主体は想定されないことが多い。ただし、データ連携基盤を介してデータ連携が行われるという事実を鑑みて、運営事業者が、参加者間における一定程度共通したデータ利用範囲の設定に関与する²⁷ケースも考えられる。

ii. 間接契約型

間接契約型においては、運営事業者がより積極的な役割を果たす。たとえば、運営事業者においてデータ連携基盤上のデータを一元的に管理できる状態に置くことで、運営事業者が、流通されるデータの仕様等への適合性を管理することができ、またデータの提供先やデータの範囲を一定の基準で揃えることができる。また、基盤上で連携データの加工等の処理を行う場合にも、その処理の内容や処理されたデータの取扱いの管理を行う主体を観念する必要があるから、このような場合、間接契約型がなじむ。

蓄電池解説、インフラ解説では、データ連携基盤の契約方式として間接契約型を選択した。これらのケースでは、基盤上で連携データの処理が行われていることが理由の一つであるが、それに加え、データ連携への運営事業者の関与を強くすることで、運営事業者が基盤運営のガバナンスの担い手となることも想定されている。

iii. 共同契約型

共同契約型では、間接契約型と異なりデータ提供者とデータ利用者との間の契約が想定される。そのため、データ提供者からデータ利用者に対する直接的な契約責任の追及が可能となり、データ提供者がより主体的にデータ利用者によるデータ利用をコントロールしうる。一方で、間接契約型に比べて、運営事業者によるデータ連携基盤の運営に不確実性が残る可能性がある。

(イ) データ連携基盤のシステム類型と契約類型との関係

本書が想定するデータ連携システムについては、データベース・マネジメントシステム及びデータ交換支援システムの2通りがある²⁸が、このようなデータ連

²⁷ たとえば、運営事業者が、データ提供者とデータ利用者が締結する契約の雛形・モデル条項を用意し、デファクト（事実上の標準）として運用するようなケースが考えられる。

²⁸ 本書3.(4)②「データ連携基盤におけるシステムの類型」参照。

携システムの利用の仕方による違いと、ここで述べた契約類型には、必ずしも論理的な関係はない。

たとえば、システムとしてはデータ連携基盤にデータを格納・処理する場合であっても、あくまでデータ連携基盤上でのデータ提供はデータ連携システムというサービスの利用の問題として処理し、データの提供・利用に関する契約形式としては直接契約型を採用することは可能である。また、データ連携基盤にデータを格納・処理しない場合でも、参加者におけるデータ連携に関する取決めに対して運営事業者に強い管理権限を設けたい場合には、間接契約型を採用する場合も想定される。

さらに、実際のデータ連携基盤では、一部のデータをデータ連携基盤上に継続的に保存し、一部のデータを直接データ提供者とデータ利用者の中で、交換を行うようなサービスを行うことも想定される（ハイブリッド型）。このような場合には、全体として間接契約型を採用しつつ、連携データの内容に応じて部分的に直接契約型を採用する等の方法も想定される（図 5）。

契約形態の選択は、運営事業者において連携データをどのように管理するかその他参加者のデータ管理に対する意向に応じて選択されることとなり、システム類型は、契約形態を選択する際の考慮要素ではあるが、絶対的な指標ではない。

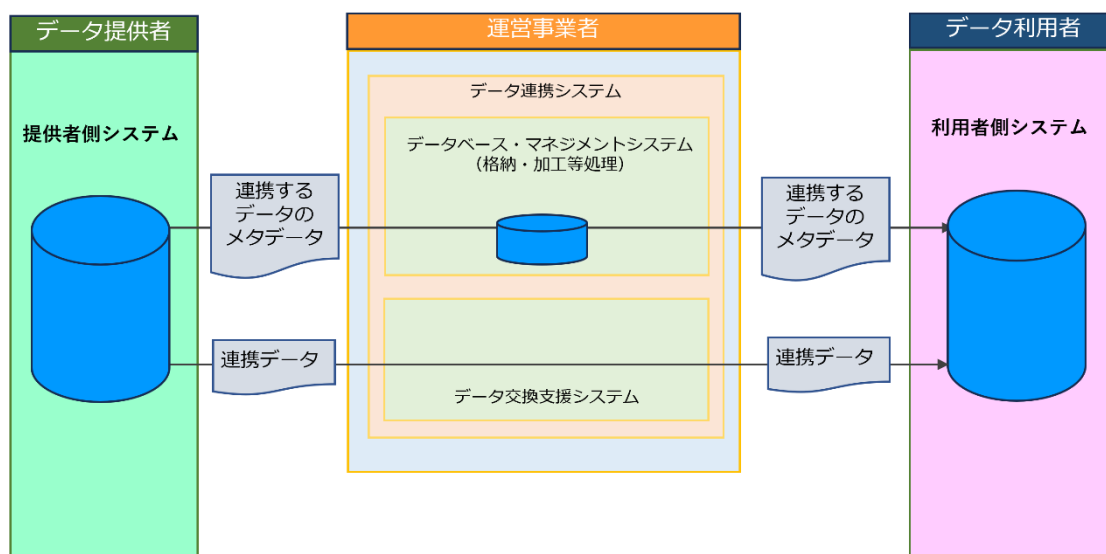


図 5 一部のデータのみデータ連携基盤に保存するサービスモデル（ハイブリッド型）

② 基盤契約に関して想定される主な論点

基盤契約において重要な要素は、データ提供条件とデータ利用条件であり、また、データ連携基盤において、データは、まず提供され、次いで利用されるという経過を辿るから、以下では、データ自体の性質に関する論点、データ提供条件に関する論点、データ利用条件に関する論点、データ利用後に生じる論点の順に分けて概観する。なお、

個々の論点については蓄電池解説において子細に検討していることから、詳細な解説は蓄電池解説に譲る（各項目に蓄電池解説の頁数を脚注にて付している）。

(ア) データ自体の性質²⁹に関する論点

i. データの保証³⁰

連携データに対してどの程度・いかなる信頼性³¹を求めるかについて、基盤契約においては、連携データに対する保証（表明保証）、すなわち契約当事者が一定の事実の真実性の表明を行い、当該表明が正しいものであることを約する条項の内容に反映されるのが一般的である。

いかなる内容の保証を求めるかは、データ連携基盤でやりとりされる連携データの性質や、基盤内外の関係者の関係性、取引や業界慣行、法規制あるいは関連するシステムの設計等にも左右される。たとえば、参加者に適用される法規制を遵守する観点で、連携データについて一定の内容の正確性が求められるならば、データ連携の趣旨からして、データ提供者は当該内容の正確性について保証することが求められる。

データ提供者が連携データに関する保証に違反した際には、他の参加者がいかなる責任を追及し得るかについても検討する必要がある。表明保証違反があった場合の責任としては、データ連携基盤の使用停止、基盤契約の解除、損害賠償請求等が考え得るが、特に、補償責任の当否及び設ける場合の範囲が重要である。

補償責任の法的な性質にも議論があり得るが、一般的には、故意又は過失を要件としない等、損害賠償義務とは区別された、約定の金銭支払義務を中核的な内容の1つとして構成される。参加者が被りうる損害を考慮したうえで補償金額や内容を決定することになるが、補償責任の内容として金銭の支払いを定める場合には、支払い方法をどうするか³²を定めておく必要がある。

ii. データの更新³³

データ連携基盤が一定期間連携データを保持しており、保持の過程で連携データの内容等が経時的に変わり得るケースでは、対象となる連携データを誰が、どの範囲で更新するのかが問題になり、データ提供者によるデータ更新義務の有無及び内容（頻度を含む）、データ更新がされた際のデータ利用者への連絡の方法等について検討する必要がある。

²⁹ データに関する基礎的な法的概念の整理については、蓄電池解説 20 頁～27 頁も参照。

³⁰ より詳細な説明として、蓄電池解説 34～35 頁参照。

³¹ 「信頼性」の内容についても多様なものが含まれるが、蓄電池解説においては、データの内容の正確性と、データが一定の手続に従い取り扱われていること（手続信頼性）を分けて論じている。蓄電池解説 33 頁以下参照。

³² 間接契約型を前提とすると、データ提供者とデータ利用者は直接の契約関係に立たないため、運営事業者がデータ提供者に対し補償金請求を行ったうえで、運営事業者による他の参加者に対する支払あるいは分配を行うという手続を定める等の対応が必要になる。

³³ より詳細な解説として、蓄電池解説 36 頁参照。

データ提供者に更新義務を課すべきかどうかについて、たとえば、データの継続的な更新が、業界慣行または法規制上求められているのであれば、更新義務を課すことにも合理性がある。

(イ) データ利用条件に関する論点³⁴

データ利用者は、データ利用条件に従って連携データを利用することが求められる。データ利用条件による規律の主たる考慮事項としては、基盤内での利用を前提にする場合、主体（規律の対象となる者）、客体（規律の対象となるデータ）、内容の3つが考えられる。また、例外的な場合として、データ提供者がデータ連携基盤を脱退する場合の取扱いは別途考慮が必要である。

i. 主体（規律の対象となる者）

規律の対象となる主体として、主に想定されるのはデータ利用者である（間接契約型では、運営事業者を含む）。

データ利用者が連携データを利用するにあたっては、データ提供者が希望する利用条件が遵守されるようにする必要がある。たとえば、データ連携基盤において、連携データの種別ごとに利用条件を設定できる機能を設ける等の措置をとることが考えられる³⁵。

連携データをデータ利用者ではない第三者に対し提供する必要がある場合、当該第三者による利用を何らかの形で制限する必要があるかについて検討する必要がある。仮に制限を設ける場合、第三者は参加者ではないため、基盤契約に直接拘束されない。このため、基盤契約とは別個の形で、ユースケースごとの運用を踏まえて個別に対応する³⁶必要がある。

ii. 客体（規律の対象となるデータ）

連携データに関する規律の粒度として、以下のようなものが想定される。

- ・ 連携データごとにコントロールを可能とする方法
- ・ 連携データを一定のクラスに区分し、クラス単位でコントロールを可能とする方法
- ・ データ連携基盤内の連携データに一括して利用条件を設定する方法。

また、連携データのみを規律の対象とするのか、連携データに対して何らかの加工や処理を施したデータ連携基盤由来のデータ（派生データ）も規律の対象にするのか、という点についても検討が必要である。

³⁴ より詳細な解説として、蓄電池解説 38～42 頁参照。

³⁵ これに対し、運営事業者によるデータ利用は、多くの場合、データ連携基盤の機能の提供に必要な限度に留まるため、データの種別に左右されない統一的な利用条件の設定で足りる。そのため、一般的には、運営事業者によるデータ利用可能範囲を、「データ利用条件」という形で契約上表示する必要はなく、連携データ一般に関する義務として基盤契約内に定めを置くことで対応可能であると考えられる。

³⁶ たとえば、第三者が連携データを利用するにあたって締結する契約内において、データ提供者が希望する利用条件を遵守する旨を約したうえで連携データを利用する旨の条項を設けることが考えられる。

iii. 内容

データ利用条件の内容としては、連携データの利用目的（より具体的には当該利用目的以外の目的での利用禁止）、期間、地域、態様等が考えられる³⁷。

このような利用条件の内容のうち、特に参加者による連携データのシステム外利用³⁸をどこまで許容するかは、データ利用条件設定の際の重要な考慮事項である。システム外利用を許容する場合には、運営事業者による管理が及ばない場合が想定されるからである。たとえばデータ連携基盤内のデータの全てについて、ダウンロードを含む、システム外利用を禁止する場合、運営事業者の管理が及ばないデータは限定的である。技術上及び人的に適切な情報管理がなされているならば、情報漏洩の事実上のリスクは、単純にシステム外利用を認める場合と比較して、限定される。そのため、機密性の高いデータが、データ連携基盤に提供されやすくなる側面がある。

システム外利用を否定する場合には、連携データを用いて作られた派生データも、連携データとして取り扱えば足り、派生データの取扱いに関する問題を避けることができる。

他方で、データ連携基盤の性質によっては、システム外利用を全くできない場合には、利便性が損なわれることも十分に考えられ、ひいては、データ連携基盤の組成自体が困難となってしまう場合も想定される。しかし、システム外利用を認めると、保護すべきデータの事実上の流出リスクは高くなるほか、連携データを用いて生成された派生データについて、その利用に何らかの制約を課すか否かの検討も必要になる。

なお、システム外利用を認める場合であっても、更にそのデータの第三者提供を認めるかは慎重な検討を要する。

iv. 連携データの利用のコントロールの要否³⁹

連携データの利用に対し、データ提供者にどの程度コントロール権限を与えるかは、データ連携基盤の在り方を左右する重要な決定事項である。その考慮要素としては様々なものが想定されるが、重要な要素として、データ提供者のデータ連携基盤に対する参加インセンティブとの関係をどのように整理するかの問題がある。

たとえば、データ提供者を含む関係者が、法規制の存在等により事実上参加を強制されるデータ連携基盤では、データ連携基盤内のデータの取扱いは、法規制を含む強制力を前提にその内容が定まることが少なくない。この場合、デ

³⁷ 第三者提供の可否をデータ利用条件に含める事も可能であるが、本規約及び解説では、第三者への連携データ提供を切り分けて、データ提供条件により規律していることと平仄を合わせて、データ利用条件の規律対象には、第三者への連携データ提供が含まれないと整理している。

³⁸ たとえばデータ利用者が自社のシステム内で活用することなどが想定される。

³⁹ より詳細な解説として、蓄電池解説 36～38 頁参照。

ータ提供者に連携データの利用に対するコントロール権限を与える実益がさほどないことも十分に想定される。

他方、データ提供者の参加が任意であるデータ連携基盤では、データ提供によって連携データの独占性又は寡占性が低下し、データ提供者が享受する利益を損なうリスクがあり、そのリスクを踏まえてもデータ提供者がデータ連携基盤に参加する何らかのベネフィット（便益）を得られなければ、データ提供者が連携データを基盤に提供することはない。この場合、データ提供者にとっては、連携データの利用に対するコントロール権限が与えられている（連携データの利用条件をある程度自由に決定できる）ことが、データ連携基盤への参加を促す一因となる場合も想定される。

v. データ提供者の離脱⁴⁰

データ提供者がデータ連携基盤を離脱する場合、データを他の参加者が継続して利用可能とするかは、あらかじめ検討が必要である。この際、データ利用者によるシステム外の連携データ利用が可能とされているならば、データ連携基盤のシステム外で利用されている連携データの利用継続の可否及び範囲に関する検討が必要となる。また間接契約型の場合で、運営事業者がデータ連携システム上で連携データを管理している場合には、データ連携システムにおける連携データの利用の可否及び範囲の検討も必要となる。

データ提供者としては、自らが参加を取りやめる以上、自らが提供した又はコントロールを及ぼすことができる連携データの以後の利用の停止を希望する可能性がある。他方で、データ連携基盤の運営の観点からは、今まで利用可能であった連携データが突如として利用不可能となることの弊害⁴¹も想定される。特に、データ提供者のデータを元に新たなデータが生成されている場合には、その取扱いをどうするか等、実施の可否及びコストを含めた各種検討が必要になる。

(ウ) データ提供条件に関する論点⁴²

直接契約型の場合には、データ提供者は、そもそも誰と基盤契約を締結するかを選択することができる。また、間接契約型のデータ連携基盤においては、運営事業者は、データ提供条件を充足する者に対してのみ、連携データを提供できる。

ケースによっては、データ提供者にデータ提供条件の広汎な設定裁量を付与する建付けが合理的な場合も想定される。しかし、データ提供条件を完全にデータ提供者の裁量に任せると、データ提供者が恣意的に一部の参加者に対する提供を拒む等、

⁴⁰ より詳細な解説として、蓄電池解説 42～43 頁参照。なお、比喩として「脱退」との表現を用いる場合があるが、より正確には関連する基盤契約が終了した場合を指す。

⁴¹ たとえば派生データが法規制による規制対象になり、その創出に関する記録を一定期間保全する必要がある場合には、データ提供者が離脱した後も、連携データを継続して利用可能とさせなければ適用法違反のおそれが生じる。

⁴² より詳細な解説として、蓄電池解説 43 頁参照。

全体的なデータ利活用が阻害されるおそれがあるから、そのような広汎な設定裁量が許容し得るかについては、データ連携の趣旨に立ち返った検討が必要である。

(エ) 基盤外の第三者へのデータ提供

i. 運営事業者によるデータ提供⁴³

間接契約型を選択する意義は、連携データの管理を含めたデータ連携基盤におけるデータ取扱いに運営事業者が介在することで、データ連携基盤内でデータを統一的に取り扱うことにある。したがって、データ連携基盤上の連携データを参加者が自由に基盤外の第三者に対し提供できる場合、間接契約型を採用する趣旨は没却される。したがって、データ連携基盤を十全に機能させるためには、運営事業者を介さない第三者へのデータ提供の禁止義務を設定することが基本的な設計方針となる。

しかし、データ提供者自身が、基盤外の第三者にデータを提供しようとする運営事業者に指示するようなケースについては、どう考えるべきか。この場合、データ連携基盤は一応介しており、データ提供者自身が了承しているから問題ないとも考えることもできるが、たとえば、基盤外の第三者に対し提供される連携データがデータ連携基盤を介さなければ生成が難しい等の事情がある場合（たとえば、データ提供者がデータ連携基盤内の他のデータを参照等して生成したデータである場合）には、本来データ提供者が権限を有さないデータが連携データの内容に寄与しており、基盤外の第三者への提供をデータ提供者の一存で可能としてよいか、ということを検討する必要がある。

ii. データ利用者によるデータ提供

データ利用者が、基盤外の第三者にデータを提供したいと考える場合がある。運営事業者が全く関与しない第三者への連携データの提供を自由に許すと、データ連携基盤を組成する趣旨が没却されるおそれや保護されるべきデータの十分な保護が図れなくなるおそれ等が生じる。そのため、データ利用者による第三者への連携データの提供は原則として許容すべきではない。

しかし、データ連携基盤の実装に際しては、データ利用者が基盤外の第三者に対し、直接、連携データを提供することがやむなく必要な事態も想定される。この場合であっても、無限定な提供を許容する事は適当ではなく、たとえば、データ提供者又は運営事業者が許諾した第三者のみに提供を許諾する等、一定の制約を設けることが重要である。加えて、基盤外の第三者に対し、連携データを提供する際には、そのような提供をするデータ利用者、第三者に対し自らが運営事業者に対して負うものと同様のデータ取扱義務を負わせることを条件にする等、データ利用者、第三者に適切な管理を求める対応も考えられる。

⁴³ より詳細な解説として、蓄電池解説 43～45 頁参照。

たとえば図 6 に示すように、連携データをデータ利用者が提供するアプリケーションでの利用を前提としているような場合には、基盤外での連携データの提供目的や方法を限定し、かつデータ利用者に対して、基盤外でデータ利用する第三者(図では AP 利用者)に対して、適切なコントロールを求める等が想定される。

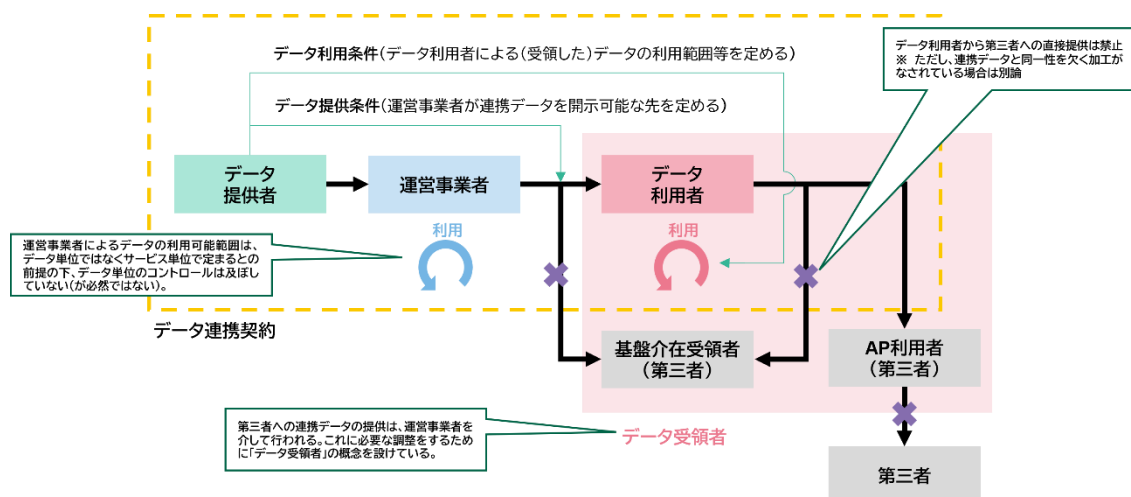


図 6 データ提供者による基盤外利用者への連携データのコントロールを実装する例

③ ルールとしての取決め事項についての内容の調整

データ連携基盤におけるデータの取扱いに対するルールを決めるに際して、これまで見たように、データ連携基盤の目的や、基盤が提供するサービス、データ提供者、データ利用者の意向等を踏まえて、内容を調整することになる。その際に、留意すべき点について示す。

まず、基盤契約の内容を検討する際には、基本的なルールの内容を整理することが求められる。データ連携基盤のシステムやサービスで実現できる機能等を、すべてデータの取扱いに関するルールとして規律しようとするにより、本来当事者間で決めべき本質的な内容から外れたり、適切なビジネスモデルとして整理できなくなったりする恐れがあるほか、データ連携基盤を運営してから生じるシステムやサービス機能の変更が生じる都度、契約内容を変更する必要があるため、運営上の負荷が大きくなることが懸念される。このように基盤契約において適用ルール全てを網羅することは現実的ではなく、詳細な規律を設けるとかえって事後的な調整が困難となるおそれがあるため、運営も視野に入れた粒度でのルールの策定が求められる。

そのため、運営事業者への一定の裁量の付与に問題がない事項あるいは合意事項の枠内の詳細なルールは、運用上のルールや連携システムレベルで実装する等の対応とすることを前提として、基盤契約は概括的記載にあえて留める等の対応が適切な場合も想定される。

(3) データ連携基盤の規約・別紙の策定

① 多様なデータ連携基盤へモデル規約を適用するための整理

モデル規約は、特定のユースケースを想定したもので、以下の特徴を有している。

- ・ 間接契約型の規約である。
- ・ データ連携基盤において継続的にデータを管理することを想定している。
- ・ データの提供と利用に関する内容と、基盤上のサービスに関する内容を併せた形となっている。

これらの特徴を踏まえて、モデル規約の各規定を内容に分類したものが表 4 である。運営事業者と参加者のサービス利用に係る規約の規定の内容は、個々の基盤の目的や名称等によるカスタマイズは必要であるものの、基本的にはデータ連携基盤の具体的なサービス内容やデータの提供・利用に関する契約形態に依存しない。

したがって、「運営事業者と参加者のサービス利用に関する部分」に該当する条項は、モデル規約が想定しているデータ連携基盤のシステム類型・契約類型によらず、基本的にはそのまま用いることができる。

他方、「データ提供・利用に関する取決めに関する部分」に該当する条項は、モデル規約では、間接契約型を想定して規定しているところ、データ連携基盤のシステム類型・契約類型に応じて修正が必要である。

表 4 モデル規約の各規定の内容による分類

運営事業者と参加者のサービス利用に関する部分	データ提供・利用に関する取決めに関する部分
第 1 章 総則	第 4 章 データ提供関連条項
第 2 章 本基盤契約の締結	第 5 章 データ利用関連条項
第 3 章 本基盤の運営等	
第 6 章 責任範囲	
第 7 章 有効期間及び終了	
第 8 章 一般条項	

本書では、多様な形態のデータ連携基盤に対応できることを目的としている。そこで、上記のモデル規約の特徴を踏まえたうえで、モデル規約の各規定を整理し、他の契約形態やサービス提供モデルに適用できるように示す。その際、以下の観点から整理をおこなう。

- ・ データの提供・利用関係に関する部分については、データ連携基盤にデータを提供する場合（間接契約型）に該当する規定と、提供しない場合（直接契約型）にも該当する規定に分けて整理を行う。

【コラム】 モデル規約で取り扱うデータ連携基盤上のデータ

- モデル規約では、事業者等が保有するデータを連携するためのモデル規約として整理しており、特定領域のデータを想定していない。そのため、一般的な参考例として利用されることを企図している。
- 一方で以下の特性を有するデータを取扱う際には、留意が必要である。
- モデル規約では、個人情報（個人データ）を取り扱うことは予定していない。そのため個人情報を連携する際に必要な、個人情報保護法上の対応や役割分担等、個人情報取扱事業者に求められる内容は含まない。個人情報を取り扱う場合にはこれらに関して、別途データ連携を行う当事者で取り決めることが求められる。
- データ連携基盤においては営業秘密に該当する場合があるが、モデル規約で取り扱うデータには、必ずしも営業秘密に該当するものを想定していない（営業秘密に該当する場合の留意点は示されている）。営業秘密をデータ連携基盤で取り扱う場合には、営業秘密に該当する3要件のうち、特に秘密管理性に関する内容（目的外利用禁止、利用期間、期間経過後削除等）を含めることが求められる。また特に間接契約型の場合には、データ提供者、データ利用者、運営事業者の三者における秘密管理を明確にする必要がある。

② 契約類型の分類に基づくモデル規約の整理

直接契約型の場合に変更が必要な条項及び修正例を、表5及び表6にて示す。

表5 契約形態による各条項の変更の要否

直接契約型・間接契約型いずれにもそのまま該当	直接契約型の場合に修正が必要
第20条（運営事業者による本データの管理） 第30条（データ利用者による本データの第三者提供） 第31条（データ利用者によるデータ提供・利用の対価の支払い）	第17条（データ関連条件の設定） 第18条（運営事業者への本データの提供） 第19条（運営事業者による本データの利用） 第21条（運営事業者による本データの第三者提供） 第22条（運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い） 第23条（データ提供者による本データの保証） 第24条（データ提供者による本データの更新） 第25条（本基盤契約の終了後の措置・第4章関連）

	<p>第 26 条 (データ関連条件の変更)</p> <p>第 27 条 (データ利用者への本データの提供)</p> <p>第 28 条 (データ利用者による本データの利用)</p> <p>第 29 条 (データ利用者による本データの管理)</p> <p>第 32 条 (運営事業者による本データの保証)</p> <p>第 33 条 (データ利用者による本データに関する情報提供)</p> <p>第 34 条 (本基盤契約の終了後の措置・第 5 章関連)</p> <p>第 35 条 (データ利用者が運営事業者に対し提供したデータ)</p>
--	--

表 6 直接契約型による場合の変更例 (第 4 章・第 5 章)

モデル規約条項 (変更後)	変更趣旨
<p>第 2 条 (定義)</p> <p>データ利用条件 <u>(削除)</u></p> <p>データ関連条件 <u>(削除)</u></p> <p>データ受領者 <u>(削除)</u></p> <p>基盤利用介在者 <u>(削除)</u></p>	<p>直接契約型の場合、データ提供者とデータ利用者は、基盤を介さずデータ連携に関する契約条件を設定するため、関連する定義を修正。</p>
<p>第 2 条 (定義)</p> <p>データ提供者：<u>本基盤上又はこれを介して、データ利用者に対し本データを提供する者</u></p> <p>データ利用者：<u>本基盤上又はこれを介して、データ提供者から本データの提供を受ける者又はその提供を求める者</u></p>	<p>直接契約型の場合、データ提供者とデータ利用者は、基盤を介さずデータ連携に関する契約条件を設定するため、関連する定義を修正。</p>
<p>第 2 条 (定義)</p> <p>データ提供条件</p> <p>・データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、<u>データ提供者</u>がデータ受領者に対し本データを提供するための条件 (変更される場合には、その変更後のものを意味する。)</p>	<p>直接契約型の場合、データ提供条件は、データ提供者が本データを提供する場合を想定しているため、関連する定義を修正。</p>
<p>第 17 条 (データ関連条件の設定)</p> <p>1 データ提供者は、<u>データ利用者に対して、本データの提供</u>と同時又はこれに先立ち、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供条件を設定する。</p> <p>2 データ提供条件の変更は運営事業者が別途定める方法によ</p>	<p>・ 直接契約型の場合、運営事業者は、連携システム上で連携を処理するにあたり、データ提供条件を確認する必要があるた</p>

モデル規約条項（変更後）	変更趣旨
<p>る。この場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更をそのデータを利用しているデータ利用者に対し周知する。</p> <p>3 データ提供者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号の条件を満たす限り、自らが提供した本データに関する知的財産権、人格権その他一切の権利利益に基づく請求をしてはならない。</p> <p>(1) 運営事業者：本基盤契約に基づき本データを<u>提供</u>するとき</p> <p>(2) データ受領者：本基盤機能の使用に必要な範囲で利用するとき</p>	<p>め、データ提供条件については運営事業者が定める方法で設定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、データ利用条件については、データ提供者とデータ利用者との間の個別の契約において整理される事項であるから、本基盤契約の枠外の事項となる。
<p>第 18 条（運営事業者への本データの提供） <u>（削除）</u></p>	<p>直接契約型の場合には、データ提供者から運営事業者へのデータ提供が観念されないため、本条項は削除。</p>
<p>第 19 条（運営事業者による本データの利用） <u>（削除）</u></p>	<p>直接契約型の場合には、運営事業者による本データの利用が観念されないため、本条項は削除。</p>
<p>第 21 条（運営事業者による本データの第三者提供） <u>（削除）</u></p>	<p>直接契約型の場合には、データ提供者から運営事業者へのデータ提供が観念できないため、本条項は削除。</p>
<p>第 22 条（運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い） <u>（削除）</u></p>	<p>直接契約型の場合には、データ提供者から運営事業者へのデータ提供が観念できないため、本条項は削除。</p>
<p>第 23 条（データ提供者による本データの保証）</p> <p>1 データ提供者は、<u>データ利用者に対し</u>、自らが提供する本データについて次の各号の全てを保証する。</p> <p>(1) 本データが法令上適切な手続を履踐されて適法に取得及び提供されていること</p> <p>(2) 本データが、本データ保証に違反しないこと</p> <p>2 データ提供者は、<u>データ利用者に対し</u>、前項の各号に定める保証事項を除いて、次の各号の事項及び法令上の保証事項を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 直接契約型の場合、データ提供者がデータ利用者に対して保証を行うか否かは、究極的には、データ提供者とデータ利用者との間の個別契約の内容による。 モデル規約では、データ

モデル規約条項（変更後）	変更趣旨
<p>含む一切の事項を保証しない。</p> <p>(1) 本データの正確性</p> <p>(2) 本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）</p> <p>(3) 本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）</p> <p>(4) 本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）</p> <p>(5) 本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと</p> <p>3 本データが前 2 項の保証に違反すること又はあたるおそれがあることをデータ提供者が知った場合には、データ提供者は、<u>データ利用者</u>に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。</p> <p>4 <u>データ利用者</u>による本データの利用が制限されるおそれがある場合には、第 1 項及び第 2 項の保証の範囲内で、データ提供者は、その第三者の許諾を取得し、又は、利用が制限されるデータを除外する等の措置をとり、<u>データ利用者</u>が本データを制限なく利用できるよう努める。</p>	<p>提供者が自己の提供する全ての本データについて何らかの保証を行うことができるケースを想定した。</p>
<p>第 24 条（データ提供者による本データの更新）</p> <p>データ提供者は、<u>データ利用者</u>に対し提供した本データに変更があった場合には、法令の定める又は運営事業者が別途定める期限があるとき、これらいずれかのうち早く到来するその期限までに、変更後のその本データを<u>運営事業者が別途定める方法でデータ利用者に対し</u>提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接契約型の場合、データ提供者がデータ利用者に対して更新を行うか否かは、究極的には、データ提供者とデータ利用者の間の個別契約の内容による。 ・ モデル規約では、データ提供者が自己の提供する全ての本データについて更新を行うことができるケースを想定した。 ・ 直接契約型の場合、データ提供者が直接データ利用者へ更新後のデータを提供する方法で更新が行

モデル規約条項（変更後）	変更趣旨
	<p>われるため、第1項は「運営事業者」を「データ利用者」に置き替える。第2項は削除。</p>
<p>第25条（本基盤契約の終了後の措置）</p> <p>データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次のとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の定めは適用されない。</p> <p>(1) <u>データ利用者は、終了時データ提供条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて継続して利用することができる。</u></p> <p>(2) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、<u>データ利用者</u>は、本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある本データを削除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本条項では、データ提供者から運営事業者へのデータ提供を前提として、データ提供者のデータ提供契約終了後の対応を定めるものである。 ・ 直接契約型の場合には、データ提供者から運営事業者へのデータ提供が観念できないため、以下の対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 第1号は削除 ■ 第2号は左記のとおり修正。 ■ 第3号は太字部分を「データ利用者」に変更し、「また」以下を削除。
<p>第26条（データ提供条件の変更） 削除</p>	<p>直接契約型の場合、データ提供者から直接データ利用者に本データが提供されるため、第17条で対応するため削除。</p>
<p>第27条（データ利用者への本データの提供） 削除</p>	<p>直接契約型の場合、データ提供者から直接データ利用者に本データが提供されるため、第18条で対応するため削除。</p>
<p>第28条（データ利用者による本データの利用） <u>（削除）</u></p>	<p>直接契約型の場合、データ利用条件は本基盤契約の枠外の事項であるため、削除。</p>
<p>第29条（データ利用者による本データの管理）</p> <p>データ利用者は、次の各号の定めに従って<u>データ提供者か</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本条項では、運営事業者からデータ利用者へのデ

モデル規約条項（変更後）	変更趣旨
<p><u>ら</u>提供された本データを管理する。</p> <p>(1) データ利用者は、提供された本データを自らが保有する他の情報と明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。</p> <p>(2) データ利用者は、提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。</p>	<p>ータ提供を前提として、データ利用者のデータ管理を定めるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接契約型の場合には、「運営事業者から」を削除して利用する。
<p>第 32 条（運営事業者による本データの保証）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>直接契約型の場合、契約上、データ利用者にデータを提供する者は、運営事業者ではなくデータ提供者であるため、本条は削除。</p>
<p>第 33 条（データ利用者による本データに関する情報提供）</p> <p><u>データ提供者</u>から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性、第三者の権利利益の侵害又は法令違反の問題を発見した場合には、データ利用者は<u>データ提供者</u>に対し、その内容を速やかに連絡する。</p>	<p>直接契約型の場合、データ利用者は、データ提供者から本データの提供を受けているため、修正。</p>
<p>第 34 条（本基盤契約の終了後の措置・第 5 章関連）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>直接契約型の場合には、本基盤契約終了後に運営事業者が本データを取り扱うことはないため、本条は削除</p>
<p>第 35 条（データ利用者が運営事業者に対し提供したデータ）</p> <p>本章の規定は、第 33 条（データ利用者による本データに関する情報提供）を除き、データ利用者が<u>データ提供者</u>に対し、データ提供者として提供した本データについては適用されない。</p>	<p>直接契約型の場合には、「運営事業者」を「データ提供者」に置き替えて利用する。</p>

【コラム】ハイブリッド型におけるモデル規約適用上の留意点

- 本書では間接契約型のモデル規約を踏まえて、直接契約型の修正例を示している。
- 「図 5 一部のデータのみデータ連携基盤に保存するサービスモデル（ハイブリッド型）」（21 頁）に示すように、実際のデータ連携基盤では、一部のデータ（たとえば連携データのメタデータ）をデータ連携基盤上で格納し、一部のデータは直接、データ連携参加者が連携するモデルが想定される。この場合、契約形態としては、間接契約が該当す

る部分については、モデル規約を適用しつつ、直接データ連携する部分は、本書で示した第4章及び第5章に関する内容を、データ提供者とデータ利用者が直接（運営事業者を介さず）取り決めることになる。

- このような場合、以下の点が課題となると考えられる。
 - ▶ データ連携基盤の運営という観点から見て、個々のデータ連携に関する取決めの内容がバラバラであると、参加者間においてさらにデータ活用をしようとする場合に、データ提供条件間に齟齬が生じる等が懸念されるため、直接データ連携する部分においても、内容を統一した形で契約することを、参加者に義務付けたい。
 - ▶ データ連携を行う際に、基盤上のサービス（ネットワークサービスや認証サービス）のみを利用する場合に、その利用情報のみ運営事業者に提供して、これを踏まえて課金する場合のデータ提供に関する取決めを行う。
- 前者については、たとえばモデル規約「第13条（参加者の遵守事項）」において、統一規約に基づいて契約を行うこと義務付けるほか、参加者がこれに反して当事者間で損害が発生した場合には「第38条（免責）」第2項第1号により、運営事業者の免責対象とすることが想定される。
- 後者については、データ連携サービス利用の課金等に関するデータは、モデル規約における「本データ」には該当しないため、たとえば、モデル規約の「第9条（本基盤の使用料）」の内容として処理し、必要に応じて別紙に「データ連携サービス利用の課金等に関するデータ」に関する内容を加える等が挙げられる。

③ 別紙に関する整理

モデル規約では、別紙例を示しており、モデル規約の各条項において個別に決定すべき内容を示している。

表7 モデル規約別紙例に示す項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 本基盤関連<ol style="list-style-type: none">(1) 本基盤の名称（第2条）(2) 運営事業者（第2条）2. 本基盤機能関連<ol style="list-style-type: none">(1) 本基盤機能（第2条・第7条・第19条）(2) 本基盤機能に関する保証（第7条第3項）(3) 本基盤機能に関するデータ保証（第7条第3項・第32条第2項）3. 本データ関連 |
|---|

- (1) 本データ（第 2 条）
- (2) 本データ保証（第 2 条・第 23 条）
- (3) データ提供条件（第 17 条）
- (4) データ利用条件（第 17 条）

4. 基盤使用料関連

- (1) 基盤使用料（第 9 条）
- (2) 支払条件（第 9 条）

5. 基盤終了時の処理（第 25 条・第 34 条）

6. 秘密情報の範囲（第 16 条）

7. その他特記事項（第 3 条）

本書では、間接契約型ではなく直接契約型として、データ連携を取り決める際の変更点を②で示したが、これに伴い別紙で変更が求められる箇所は、「3. 本データ関連」部分である。このうち、「(4) データ利用条件（第 17 条）」については、直接契約型の場合には、データ利用条件は、データ提供条件と一体として整理しており、本項の内容は、「(3) データ提供条件（第 17 条）」と重なることから削除することが想定される。

【コラム】別紙作成上の留意点

- 別紙例は、モデル規約を踏まえて、詳細化すべき内容を一例として示すものである。
- 具体的に別紙を作成する際の留意点の例を以下に示す。
- 本書中で「ハイブリッド型」として、本データの連携の取決めの一部を間接契約型、一部を直接契約型で行うケースを紹介した。この場合、一つの規約で取決めを行う場合には、それぞれの契約型で連携するデータの取扱いは異なる内容を含めることになる（直接契約型と間接契約型の二つの規約で整理することも想定される）。この場合には、別紙の「3. 本データ関連」において、直接契約型の対象となるデータと、間接契約型の対象となるデータを整理したうえで、規約本文においても、それぞれのデータで異なる取扱いを示すことが求められる（モデル規約では「本データ」としているが、たとえば「本データ 1」、「本データ 2」等区別できるように定義する等）。
- モデル規約で連携するデータは、「本データ」として位置づけられるものであるが、そのほかに、運営事業者が管理上必要なデータを収集することがある（たとえば参加者によるデータ連携基盤のサービス利用状況等）。これらについては、特にモデル規約にお

いては定義していないが、必要に応じて別紙で定めることも想定される。たとえばモデル規約「第 9 条（本基盤の使用料）」に関連する項目として、使用料の算定に必要なデータの収集を行う等を、必要に応じて別紙で定めることも想定される。